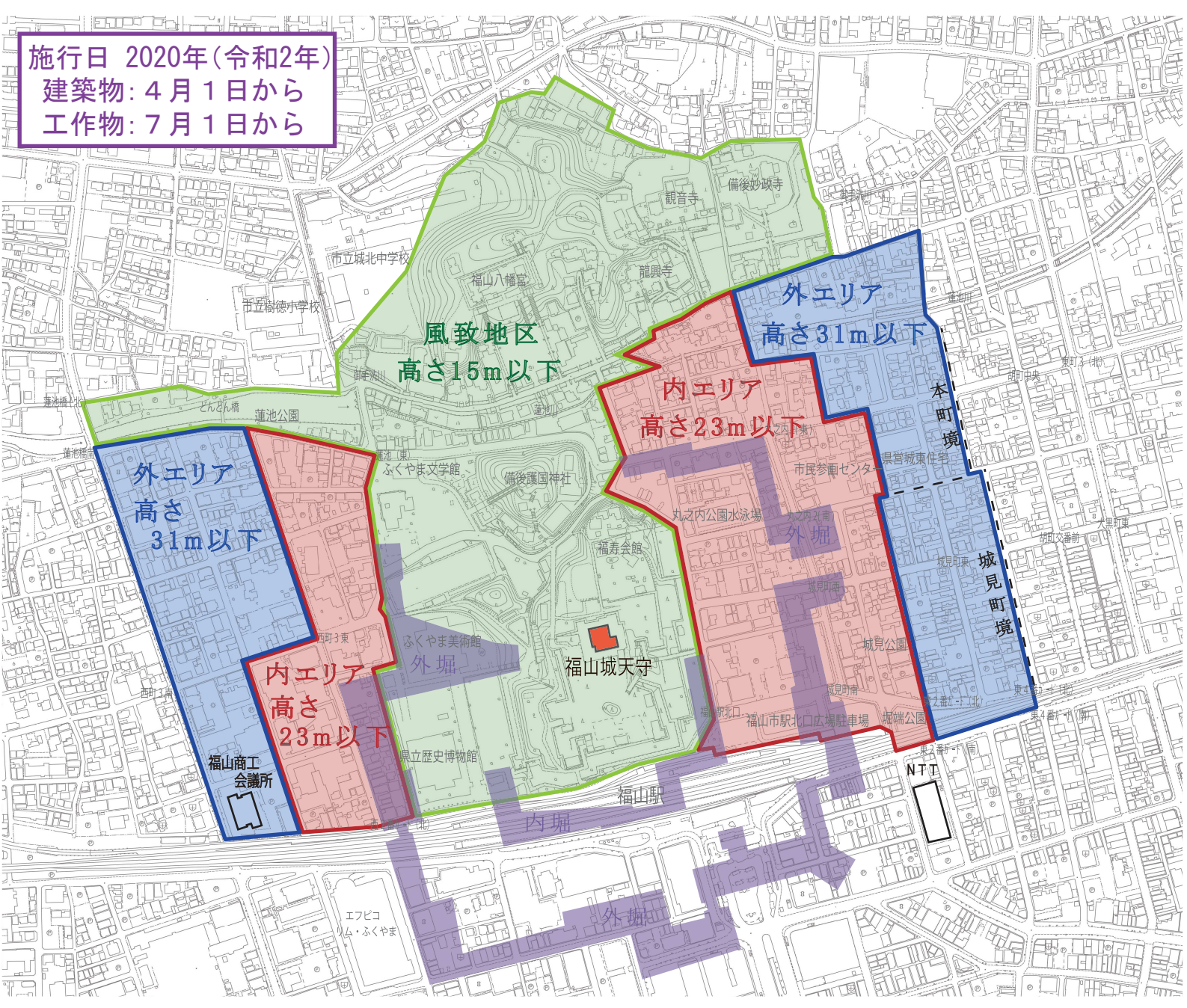


歴史の意味を 区域に重ねて・・・

内エリア・外エリアの指定

施行日 2020年(令和2年)
 建築物: 4月1日から
 工作物: 7月1日から



高さ制限にあわせ 建替えが進むことで
 400年前 天守の背景に広がっていた青空が再生
 ～元和から令和 ランドマーク 未来～

■ 建築物等の高さ制限に関すること
 福山市建設局都市部都市計画課
 〒720-8501 福山市東桜町3番5号
 TEL/084-928-1092 FAX/084-928-1735
 E-mail/ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp



□ 屋外広告物の高さ制限に関すること
 福山市建設局土木部土木管理課
 〒720-8501 福山市東桜町3番5号
 TEL/084-928-1079 FAX/084-928-1734
 E-mail/doboku-kanri@city.fukuyama.hiroshima.jp



これらの制限は、景観地区の都市計画決定及び関係条例の整備が完了した時点で有効となります。